「居宅介護・重度訪問介護・移動支援サービス」 重要事項説明書

当事業所は障害者総合支援法に基づく指定を受けています。 〈京都市指定 第2610983013号〉 当事業所は京都市移動支援事業に基づく指定を受けていま す。 〈京都市指定 第2660932639号〉

> 株式会社LING 訪問介護Lin

京都市伏見区桃山町中島町33-1 グリシーヌ桃山南101号室

TEL 075-585-6476

FAX 075-585-6477

居宅介護・重度訪問介護・移動支援サービス重要事項説明書

< 令 和 6 年 5 月 1 日 現 在 >

1 . 事業者の概要についてご説明します。

| 事業者 | |
|-------------------------|--|
| 名称 | 株式会社 LING |
| 本 社 所 | 京都市伏見区深草大亀谷大山町30番地 |
| 在 地 | 36 |
| 電話番号 | 075-585-6476 |
| ウェブ | |
| サイト | |
| 代 表 者 | 秋好翔平 |
| 事 業 内 | 指定居宅介護・指定重度訪問介護・移 |
| 容 | 動支援事業 |
| 事 業 所名 | 京都市指定 第2610983013 指 定 号 番 号 京都市指定 第2660932639 号 |
| 所在地 | 京都市伏見区桃山町中島町33-1 グリ |
| 所 在 地 | シーヌ桃山南 101号室 |
| 電 話 番 号 | 075-585-6476 FAX |
| 管 理 者 | 中林 和也 |
| 開 所 年 月 日 | 令和5年8月1日 |
| 事 業 所 が 行 な い る 他 の 業 務 | 指 定 訪 問 介 護 指 定 介 護 型 ヘ ル プ サ ー ビ ス |

2. 事業所の人員体制は以下のとおりです。 (当 事 業 所 は 厚 生 労 働 省 が 定 め る 人 員 基 準 を 遵 守 し て い ま す 。)

| | | X | 分 | 常勤 | |
|-------|--------|-----|---|-----|--------------------------|
| 職員の職種 | 人 | 常 | 非 | 換算 | 職務の内容 |
| | 数 | 勤 | 常 | 後の | אין עין עין מעני אוא 🗀 📗 |
| | | | 勤 | 人数 | |
| | | | | | 事業所の運 |
| | 1 | 1 | | | 営 管 理 (サ |
| 管 理 者 | · 名 | · 名 | 名 | | ービス提供 |
| | | | | | 責 任 者 と 兼 |
| | | | | | 務) |
| 介護福 | 1名 | 1名 | 名 | 0.7 | ヘルパーの |
| サー 祉士 | | | | | 指導、居宅 |

| ス _ー 提ビ | 看 護 師 | 名 | 名 | 名 | | 介 護 等 計 画 の 作 成 等 (管 理 者 と 兼 務) |
|----------------------|---|----|----|---|-----|--|
| 居宅 | 介 護 福 祉 士 | 2名 | 2名 | 名 | | |
| 居宅介護等従業者(へ | 介 護 初 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 | 1名 | 1名 | 名 | 3.0 | 居 宅 介 護 等サービスの提供 |
| ル | 看 護 師 | 名 | 名 | 名 | | |
| | 総数 | 4名 | 4名 | 名 | 3.7 | |

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護、指定重度訪問介護、移動支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

3. 事業所の営業日・受付時間・サービス提供日・サービス提供時間は次のとおりです。

| 営業日 | 月曜日~金曜日(祝日を除く) |
|------------------|-----------------|
| 受 付 時 間 | 午 前 9時 ~ 午 後 6時 |
| サ ー ビ ス 提 供 日 | 毎日 |
| サービス 提供時間 | 24 時 間 |

4. 通常の事業実施地域

京都市伏見区、宇治市、城陽市(城陽市は移動 支援のみ)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

<「居宅介護等計画」とサービス内容>

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介 を定めて、 サービスを提供します。 護等計画 「 支 給 宅 介 護 等 計 画」 は、 市町村が決定した とご利用 者 様の意向や心身の状況を踏 まえ $\overline{}$ 体的なサービス内容やご利用者に対す る サ ビ 実施日などを記載しています。 「居宅介護 ご利用者やご家族に事前に説 画 は、 明し、 をいただくとともに、 写しをご利用者に交付 また、ご利用者の申し出により、 いつでも見 直すことができます。

< サービス区分及びサービス内容> 居宅介護・重度訪問介護・移動支援

① 居宅介護

ア)身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)

- 〇 入 浴 介 助 ・ 清 拭 ・ 洗 髪 … 入 浴 の 介 助 や 清 拭 (体 を 拭 く) や 洗 髪 な ど を 行 い ま す 。
- \bigcirc 排 泄 介 助 … 排 泄 の 介 助 、 お む つ 交 換 を 行 いま す 。
 - 〇 食 事 介 助 … 食 事 の 介 助 を 行 い ま す 。
 - 〇 衣 服 の 着 脱 の 介 助 … 衣 服 の 着 脱 の 介 助 を 行います。
- イ) 通 院 介 助 … 通 院 の 介 助 を 行 い ま す 。
- ウ)その他必要な身体介護を行ないます。
 - ※ 医療行為はいたしません。
- エ)家事援助(ご家庭に訪問し、調理、洗濯、 掃除などの生活の援助を行います。)
 - 〇調理…ご利用者の食事の用意を行います。
 - ○洗濯…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 〇 掃 除 … ご 利 用 者 の 居 室 の 掃 除 や 整 理 整 頓 を 行 い ま す 。
 - 〇 買 い 物 … ご 利 用 者 の 日 常 生 活 に 必 要 と な る 物 品 の 買 い 物 を 行 い ま す 。
 - 〇 そ の 他 関 係 機 関 へ の 連 絡 な ど 必 要 な 家 事 を 行 い ま す 。
 - ※ 預 貯 金 の 引 き 出 し や 預 け 入 れ は 行 い ま せ ん (預 貯 金 通 帳 ・ カ ー ド は お 預 か り で き ま せ ん 。)
 - ※ ご 利 用 者 以 外 の 方 の 調 理 や 洗 濯 、 ご 利 用 者 以 外 の 方 の 居 室 や 庭 等 の 敷 地 の 掃 除 は 原 則 と し て 行 い ま せ ん 。

② 重度訪問介護

- 入 浴 、排 せ つ 、 及 び 食 事 等 の 介 護 、 調 理 、 洗 濯 及 び 掃 除 等 の 家 事 、 外 出 時 に お け る 移 動 中 の 介 護 、 生 活 等 に 関 す る 相 談 及 び 助 言 を し 、 そ の 他 の 生 活 全 般 に わ た る 援 助 を 行 い ま す 。
- ③ 移 動 支 援 (身 体 介 護 を 伴 う も の 及 び 伴 わ な い も の)
 - 〇 社 会 生 活 上 必 要 不 可 欠 な 外 出 及 び 余 暇 活 動

- の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る)の支援及びこれに伴う食事、排泄等の介助。
- ④ そ の 他 、 必 要 に 応 じ て 健 康 や 日 常 生 活 上 の 状 況 を お う か が い し 、 生 活 上 の ご 相 談 や 助 言 を 行 い ま す 。

< サ - ビ ス 利 用 料 金 >

サービス利用に 係る 利用料金は以下の通りです。 ビ スの利用 に対しては、 通 常 9 割 が 介 護 給 付 給付対 ます。 者が介護 の 象と なり 事 業 給 付 る場合には、 受領す ご利用 代 理 者は、 ご利 用者負 担分 としてサービス料金の1割 (定率負担) を事 業者にお支払いいただきます。

○ 居 宅 介 護 (サ ー ビ ス 1回 あ た り の ご 利 用 者 負 担額)

| 利用時間 | 30 分 未満 | 30 分以 上 1 時間未 満 | 1 時間以 上 1.5 時間 未満 | 1.5 時間以 上2時間未 満 | 2時間以 上2.5 時 間未満 | 以_ | 5 時間 上3時 未満 | 以降 30 分 ごと |
|---------------------------|------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|----------------------|------------------|
| 身 体 介 護 | 271 円 | 428 円 | 622 円 | 709 円 | 799 円 | | 87 9 | +87 円 |
| 通院等介 助(身体 介護伴 う) | 271 円 | 428 円 | 622 円 | 709 円 | 799 円 | | 87 "] | +87 円 |
| 利用時間 | 30 分 未満 | 3 O分以上 45 分未満 | 45 分以 上 1時間未 満 | 1 時間以_1 時間15 | | 時間 | | :15 分 ごと |
| 家 事 援 助 | 112 円 | 162 円 | 208 円 | 253 円 | 291 (| ၂ | +37 | 7 円 |
| 利用時間 | 30 分 未満 | 30 分以上 1 時間未満 | | 1 時間以」 | _1 時間30 分 | 未満 | | :30 分 ごと |
| 通院等介助(身体介護伴わない) | 112 円 | 208 円 | | 2 | 291 円 | | +73 | |

初 回 加 算 212 円 (サ ー ビ ス 初 回 に サ ー ビ ス 提 供 責

任者が訪問した際)

緊急時対応加算 1回につき106円(月2回まで) (ご利用者またはご家族の要請を受け、 サービス提供責任者が必要性を判断し、 居宅介護等計画にないサービス提供の要 請を受けてから24時間以内に行った際)

〇 重 度 訪 問 介 護 (サ ー ビ ス 1回 あ た り の ご 利 用 者 負 担 額)

| 利用時間 | 1 時間未満 | 1 時間以 上 1.5 時間 未満 | 1.5 時間以 上 2 時間未満 | 2 時間以上 2.5 時間未 満 | 2.5 時間 以上 3 時間未 満 | 3 時間以 上 3.5 時間 未満 |
|--------------------|--------|----------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 著 しく 重度な方 | 226 円 | 338 円 | 449 円 | 561 円 | 674 円 | 785 円 |
| 上記以外 の区分6 の方 | 214 円 | 319 円 | 424 円 | 530 円 | 636 円 | 740 円 |
| その他 | 197 円 | 293 円 | 391 円 | 488 円 | 586 円 | 682 円 |

※ ご 利 用 者 負 担 額 は 一 定 の 条 件 の も と で 算 出 し た も の で す 。

初 回 加 算 212 円 (サ ー ビ ス 初 回 に サ ー ビ ス 提 供 責任 者 が 訪 問 し た 際)

緊急時対応加算 1回につき106円(月2回まで) で利用者またはご家族の要請を受け、サービス提供責任者が必要性を判断の要請を受けてないサービス提供の関係を受けてないのののでで利用を受けてなるので利用者に対するのに対するのを援を行った場合、中の支援を行った場合。

〇 京 都 市 移 動 支 援 (サ ー ビ ス 1 回 あ た り の ご 利 用 者 負 担 額)

| | | 30 分 | 1時 間 以 | 1 時間 | 3 |
|---------|------|------|--------|-------|---|
| 利用時間 | 30 分 | 以 上 | 上 | 0 分以 | 上 |
| 利用時間 | 未満 | 1時 間 | 1時間30 | 2 時 間 | 未 |
| | | 未満 | 分 未 満 | 満 | |
| 身 体 介 護 | | | | | |
| を伴わな | | 自己 | 負担額なし | • | |
| U) | | | | | |

| 身 体 介 護 | 271 | 392 円 | 572 III | 667 III |
|---------|-----|--------|---------|---------|
| を伴う | 円 | 392 FJ | 5/3 FJ | 667円 |

212円 (サービス初回にサービス提供責 初回加算 任 者 が 訪 問 し た 際)

動支援サービスの詳細につきましては、各市 町村 の規定に準じます。

< 特 定事 業 所 加 算 > 事 業 所 では ご利用者の皆様によりよいサー スを 提 供 て るよ う、 優秀 なスタ き ツ フ の 養成 サ ビ ス提供体制の整備 充実に向け 々 \Diamond $\overline{}$ 61 ると \subset ろで あり ま す が \subset れに ついて 政か 5 (Ι) か 5 (V)の評 を受けた 価 場合 れぞれに そ ついて介護給 付費が増額とな 1) 様 負 担 額 利 用者 も下記の割合で増額となります。 な にと ぞご理解のほど、 お願い申し上げます。

(I) 2 0 % 加 算 定事業所加算 定事業所加算 (\mathbb{I}) 1 0 % 加 算 事 業所加算(Ⅲ)10%加算 特 定 特 業所加算 (V)5 % 加算

介護職員処遇改善加算> < 福 祉 • 行政の指導に 事業 て は . 所 従 優秀なスタ フの 得お よび養成に す るため、 獲 資 職 員の 改善 に 日々 努めている とこ ろ であ 9 すが 遇 ま ら の 承 認 れに ついて 行 政 か を 受 け た場 合 ービ 介護 • 重度 訪問 護の 各 サ ス に つき 下 宅 介 ご 記の割 合 で介 護 給 付 費が増額となり 利用 者 負 担 額 も同割合で増額となります。 なに 理解のほど、お願い申し上げます。

居宅介護 福祉・介護職員処遇 27. 4 % 重度訪問介護 福祉・介護職員処遇改善 算 20.0% 加

ከበ

護職員特定処遇改善加算> 祉 介 業 所 では、 行政の指導に従 経 験 技 有 タ フに向 す IJ ダ 的 な ス ての る _ _ ツ け さ 5 る 処 遇 に 々 努 80 てい ط ろ であ な 改善 る \subset り ま が \subset ついて 政 から 承 認 受けた れに 行 \mathcal{O} を 揚 居 重 度 訪問 サ ービ スに つ 合 宅 介護 介護 の 各 下記の割 で介護給付費が増額となり き、 合

利用者負担額も同割合で増額となります。 なにとぞご理解のほど、お願い申し上げます。 居宅介護 福祉・介護職員特定処遇改善加算7.0%(加算Ⅰ) 重度訪問介護 福祉・介護職員特定処遇改善加算5.5%(加算Ⅱ)

< 福 職員等ベースアップ等支援加算> 計 • 介護 行政の指導に従 業 所 では タ の さ らな る 賃 金 ア ツ プ に 日々努めているとこ で りま すが、 これに ついて行政からの承 けた場合 介護給付費が4. 5 % 加 算 と な り ご利用 者 負 担 額も同割合で増額となります。 な にとぞご理解のほど、お願い申し上げます。

< 割 増 料 率 ・ 割 引 料 率 >

以下の場合には、利用料金が割増となります。

| | 夜 間 (午 後 6時 ~ 午 後 10 時) | 125/100 |
|----------------------------|------------------------------|-------------|
| 通 常 時 間 外 の サ ー ビ ス 提 供 | 早朝 (午前 6時 ~ 午前 8時) | 125/100 |
| | 深 夜 (午 後 10 時 ~ 午 前 6時) | 150/100 |
| 2名のヘルパーによ | こる サービス 提供 | 2倍 の 料 金 |

< 交 通 費 >

通常の事 業の実施地域以外の地区にお住まいの 当 事業所のサービスを利用される場合は スの提供に際し、 要した公共交通機関の 賃等の実費をご負担いただきます。 訪問介護員が自動車または自 動 原 動 機 付 自 転 車を利用した場合には 通 常 の事 業の実施地域から片道5キロ メートル 満 未 離れ た場所でサービスの提供を受けた 場 合 は つき 250円を、片道 5キロメートル以上 れた 離 場 所 で サ ー ビ ス の 提 供 を 受 け た 場 合 は 1 500円を、ご負担いただきます。

6. 介護給付の対象とならないサービスの利用について

介護給付の支給限度額を超える居宅介護等サービスの利用については、利用料金の全額がご利

用 者 の ご 負 担 と な り ま す 。 サ ー ビ ス 利 用 料 金 は 、 介 護 給 付 費 に 準 じ ま す 。

- 7. 利用のキャンセル・変更・追加
- くキャンセル・変更・追加期限> 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等サービスの利用を中止または変更、もいでくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、訪問予定日の前日で営業日の前日午後6時まで)までに事業所に申し出てください。
- < キャンセル料 >
 訪問予定日の前日まで(営業日の前日午後6時まで)にキャンセルの申出がなかった場合は、キャンセル料として予定訪問の単位を実費負担にて請求します。ただし、緊急入院等止むを得ない事由がある場合には請求しません。。
- < サービス利用の変更・追加>
 - ① 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
 - ② サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況によりご利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

8. 利用料金の支払方法について サービス利用にかかる料金・費用は、1 か月ご とに計算し、ご請求しますので、翌月25日まで に以下のいずれかの方法にてお支払いください。 ア. 下記指定口座への振込み 京都信用金庫 六地蔵支店 普通預金 口座番号 3042291 口座名義 株式会社LING 代表取締役 秋好 翔平 イ. 金融機関口座からの自動引落とし ウ. 直接のお支払い

- 9. サービスの利用に関する留意事項
- < ヘ ル パ ー (居 宅 介 護 等 従 つ い て >

 - ② ご 利 用 者 か ら 特 定 の ヘ ル パ ー を 指 名 す る こ とは で き ま せ ん が 、 ヘ ル パ ー に つ い て お 気 づ き の 点 や ご 要 望 が あ り ま し た ら 、 ご 遠 慮 な く ご 相 談 く だ さ い 。
- く サ ー ビ ス 提 供 に つ い て >

サービスは、「居宅介護等計画」及び「移動支援計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただだし、実際の提供にあたっては、ご利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

く サ ー ビ ス 内 容 の 変 更 >

訪問時に、ご利用者の体調等の理由により居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサース利用料金を請求します。

< 受給者証の確認>

「住所」及び「ご利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにヘルパーにお知らせください。また、担当ヘルパーやサービス提供責任者が「受

の確認をさせていただく場合には、ご 給者証」 提示くださいますようお願いします。

- < サ ビ ス 実 施 時 の 留 意 事 項 >
 - ① ヘルパーの禁止行為

ヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に 当する行為は行いません。 該

- ア. 医療行為
- イ. ご利用者もしくはご家族等の高額な金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ウ. ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭または物品、飲食の授受(移動支 援は除く)
- 工. ご利用者のご家族等に対するサービスの提供
- 飲酒 喫煙及び飲食 • (移 動 介 にお ご いてご 利用 者の 意 を 得 \mathcal{T} 利 用 者 كے う 緒に 飲 食 を 行 場 合 は除 **き** ま す)
- そ ご 力 . 身体 拘 束 \mathcal{O} 他 利 用 者 \mathcal{O} 行 動 を 制 ご す る行 為 (利 用 者 また は第 \equiv 者 生 また は 身 体を 保 護 するため 緊急 む ゃ 得ない 場 合 を 除 <
- 丰 . その他ご 利用 者 も しくはそのご 族 等 う 教活動、 に対し て行 宗 政治活動、 活動及びその他迷惑行為
- ② 備 品 の 使 用

ービス実施のために必要な 備 品 等 (水道 ガ 気を含 償 で さ ていただ む) は無 使 用 せ き ます。 (ヘルパーが事 業所 に 連 絡 す る 場 合 の 電 話を使用させていただきま ਰਂ

- 個人情報の取り扱いについて
 - ① 当事業所では、適正な居宅介護等の提供を図 るため、ご利用者やご家族の個人情報をお聞き します。
 - ② 当 事 業 所 は 、 ご 利 用 者 及 び ご 家 族 の 個 人 情 報

- 紛失、誤用を防止するため、個人情報 の流出、 を厳重に管理するほか、職員及び退職者、なら びに関係者に対し、個人情報保護について教 育・啓発・周知を徹底します。
- ③ 当事業所は、ご利用者の緊急時において医療 機関等の求めに応じ、ご利用者の生活に関する 情報、傷病に関する情報、ならびにご家族様の 連絡先等の情報を提供できるものとします。
- ④ 当 事 業 所 は 、 ご 利 用 者 に 係 る 他 の サ ー ビ ス 事 業者等との連携を図るため、ご利用者及びご家 族の事前の同意を得た上で、ご利用者またはご 家族等の個人情報をサービス担当者会議に提出 または照会できるものとします。
- 10. 苦情・相談の受付について < 苦情の受付>
- ① 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用 窓口で受け付けます。
- 〇ご相談・苦情受付窓口(責任者) 中林 和 也
 - 〇 電 話 番 号 075-585-6476

〇 受 付 時 間 月曜日~金曜日 午前9時~ 午後6時 (祝日を除く)

② 行 政 機 関 そ の 他 苦 情 受 付 機 関

| | 又 17 1次 因 |
|--|---|
| 京都市伏見区役所 保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課 | 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00 電 話 番 号 : 075-611-2392 |
| 京都市伏見区役所 深草支所 保健福祉センター 健康福祉部 障 害 保 健 福 祉 課 | 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00 電 話 番 号 : 075-642-3574 |
| 京都市伏見区役所 醍醐支所 保健福祉センター 健康福祉部 障 害 保 健 福 祉 課 | 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00 電 話 番 号 : 075-571-6372 |
| 宇治市役所障害保健福祉課 | 受付時間:月曜日~金曜日 8:30~17:15 電話番号:0774-22-3141 |
| 城陽市役所福祉保健部 福祉課障がい福祉係 | 受付時間:月曜日~金曜日 8:30~17:15 電話番号:0774-56-4033 |
| 京都府福祉サービス 運営適正委員会 (京 都 府 社 会 福 祉 協 議 会) | 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~16:30 電話番号: 075-252-2152 |

- 11. サービス実施の記録について
 - ① サービス実施記録の確認

- ②ご利用者の記録や情報の管理、開示について当事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者様の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)
- 12. 損害賠償保険への加入 当事業者は、損害賠償保険に加入しています。
- 13. 緊急時及び事故発生時における対応方法
 - ① 緊急時等の対応方針

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故等が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市及び関係市町村等に連絡を行います。

| 25 OF 11- | // O P | |
|-----------|----------|--|
| | 病院名及び | |
| 主 | 所 在 地 | |
| 主治医 | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |
| 緊急時 | 氏名 (続 | |
| 連絡先 | 柄) | |
| (家族 | 住 所 | |
| 等) | 電話番号 | |

- ※ サービス提供時間外の緊急時等については、 ご利用者やご家族等からのご連絡を受けたなら、 関係各機関との連絡・連携をはかりつつ、可能 な限りすみやかな対応に努めます。
- ② 緊 急 時 等 の 連 絡 先 及 び 対 応 時 間

☆ 平常の時間帯 (午前9時から午後6時): 事業所電話番号 075-585-6476

☆ 平 常 の 時 間 帯 以 外 で あ っ て も 、 事 業 所 電 話 番 号 に お 掛 け い た だ け ま し た ら 、 24 時 間 対 応 いたします。

- 14. 第三者による評価の実施状況(有 無)
 - ①実施した年月日 年 月 日
 - ②実施した評価機関の名称
 - ③ 当該結果の開示状況 (有無)

令 和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。 管理者名 中林 和也

氏 名

説 明 者 職 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

ご利用申込者氏名

上記の者は署名・捺印が困難なため、私が代って署名・捺印を行います。

代理人氏名

(続柄

)